

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

2022年6月1日から改正公益通報者保護法が施行されています。

この改正法の内容と対応策については、来る7月21日(木)15時~16時・無料・オンラインにて、弁護士伊山正和が「今からでも間に合う 公益通報制度(外部通報・内部通報)新規導入対応セミナー」を行いますので、ぜひご参加ください。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年7月21日(木)15時~16時・無料・オンライン】(担当:弁護士伊山正和)

今からでも間に合う 公益通報制度(外部通報・内部通報)新規導入対応セミナー

[https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=${CONTACTID})

2022年6月1日より「改正公益通報者保護法」が施行されています。

これにより、**従業員 300 名以上を有する企業は公益通報対応整備が義務化**され、外部通報窓口および内部通報窓口の設置等の対応が求められることになりました。

また、**300 名以下の企業においても努力義務**が課されており、助言・指導、勧告に従わない場合の公表措置も課されることになりました。

一方、多くの企業さまにおかれては、今回の法改正の対応に向けて、どのようなスキームを組めば良いのか分からない、というケースもあるかと思えます。

本セミナーでは、外部通報・内部通報制度の導入を検討されている企業さまを対象に、**今回の法改正の概要**に加え、**企業として対応すべきポイント**、**公益通報制の導入のステップ**等を中心に、具体的且つ簡潔に 60 分でお伝えします。

全国から**無料**で**オンライン**にてご視聴いただくことができますので、是非ご参加ください。

- 改正公益通報者保護法の概要を知りたい方
- 公益通報制度（内部通報・外部通報）導入の仕方を知りたい方
- 公益通報制度を通じて発生した相談や労務トラブルの対処法を知りたい方
- 公益通報制度を導入するにあたって必要な規定類を知りたい方
- 外部の弁護士に窓口を依頼する必要性、メリットを知りたい方

お申込みは下記 URL から承ります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆人的資本経営◆

【人材版伊藤レポート 2.0】

「伊藤レポート」をご存知でしょうか？

「グローバルな投資家から認められるにはまずは第一ステップとして、最低限 8%を上回る ROE を達成することに各企業はコミットすべきである。」と述べ、経済界に衝撃を与えたあの「伊藤レポート」（経済産業省による「持続的成長への競争力とインセンティブ ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（座長：伊藤邦雄一橋大学教授）の最終報告書）です。

もちろん伊藤教授は、ただ闇雲に ROE の上昇を追求するものではなく、**企業と投資家の「協創」（協調による価値創造）**による**持続的価値創造**や**企業と投資家による「高質の対話」**も基本メッセージとして述べています。

その伊藤教授を座長とする経済産業省の「人的資本経営の実現に向けた検討会」において、この度、「人的資本経営の実現に向けた検討会報告書」（**人材版伊藤レポート 2.0**）が公表されました。併せて、「実践事例集」、「人的資本経営に関する調査 集計結果」も公表されています。

人的経営とは、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる経営のあり方です。

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにも人的資本に関する記載が盛り込まれています。

この報告書を活用し、人的資本経営を実践しましょう！

[https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220513001/20220513001.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220513001/20220513001.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

伊藤教授のインタビュー記事も大変興味深いものでしたので、ご紹介しておきます。

[https://lm-tmw.com/theory-and-practice/ito-report-1/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://lm-tmw.com/theory-and-practice/ito-report-1/?zc_cid=${CONTACTID}$)

私が個人的にとどめておきたいと感じた言葉（微修正あり）を列挙しておきます。

- ・これからの経営モデルは、会社のブランドという無形資産を守るために働くことが自分自身の well-being につながるというヨーロッパ型。
- ・エビデンスベースでの人事施策や人材育成は、一つ間違えると従来の管理型に戻ってしまう。
- ・エフィシエント思考が強すぎると人材を資源と見なすようになり、人事施策が資源管理になってしまう。
- ・人材は「管理」の対象ではなく、その価値が伸び縮みする「資本」である。
- ・新機軸は多様性と専門性の掛け算によって生まれる。
- ・経営トップは「変える」と言っているだけではダメ。なぜ変えるのか。「why」を語らなければ、社員は腹落ちしない。

◆労務◆

【有給休暇】

「その有給、どうにかなりませんか？」弁護士が会社側の目線で解説します。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=741?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=741?zc_cid=${CONTACTID}$)

<目次>

- ・有給休暇は「申請」するもの？
- ・時季変更権はあるけれど
- ・権利とはいっても限度はある
- ・退職時の有給休暇取得と買い取り請求
- ・有給休暇をめぐるトラブルへの対処

【知って役立つ労働法】

厚生労働省が、就職を控えた学生や若者向けのハンドブック「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を公表しました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

基本的なことが網羅的に記載されていますので、目を通しておくと有事の際に役立つと思います。

◆知的財産◆

【知的財産にまつわるトラブルへの対応方法】

著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しました。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

先月からは、

- ・ **バッグのデザインが保護される?** (東京地裁令和元年年6月18日(平成29(ワ)31572)不正競争行為差止等請求事件)

の解説記事を追加しています。

[https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-right/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-right/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【知財ビジネス評価書、ガイドライン】

特許庁が、地域経済や地域を牽引する中小企業を支える金融機関向けに、知財ビジネス評価書のひな形及びガイドラインを作成しました。

[https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220518001/20220518001.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220518001/20220518001.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

知財の観点による事業性評価に有益であると思われるので、ぜひご活用ください。

◆広告・販売規制◆

【おとり広告】

有名寿司チェーン店が、ウニを目玉とする料理のキャンペーン広告を行いましたが、ウニの在庫が切れる懸念から、キャンペーン期間中にウニを提供しない日を設けていました。このことが、景品表示法が規制するおとり広告に該当するとして消費者庁から措置命令を受けました。

【不正競争防止法に基づく差止請求】

ダイソンが、パナソニックのヘアードライヤーナノケア「EH-NA0G」の広告に対し、ナノイー技術が髪、髪の水分量及び髪の保護に与える影響に関する広告について、その表示が不正確であって消費者に誤解を与えるものであり、公正な競争を阻害するものであると主張し、不正競争防止法に基づき広告の差止請求訴訟を提起しました。

裁判の経過等については情報が入り次第お伝えします。

【令和3年度における景品表示法の運用状況等】

消費者庁が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの景品表示法の運用状況等を公表しました。

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220526_01.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220526_01.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

- ・令和3年度における調査件数：合計 374 件（うち前年度からの繰越 169 件）
- ・令和3年度における処理件数：合計 289 件（措置命令 41 件、課徴金納付命令 15 件（合計 4 億 8484 万円）、指導 172 件、都道府県等に移送 19 件、公正取引協議会等が処理 18 件）
- ・措置命令 41 件の内訳トップ 3：①保健衛生品 12 件、②食品 8 件、③住居品 6 件
- ・指導 172 件の内訳トップ 3：①食品 54 件、②保健衛生品 36 件、③被服品と住居品が 15 件ずつ
- ・措置命令の件数の推移：令和元年度 40 件、令和2年度 33 件、令和3年度 41 件

◆不動産◆

【宅建業法違反】

不動産仲介業者は、媒介契約書に「**当該媒介契約が国土交通大臣が定める標準媒介契約約款に基づくものであるか否かの別**」を記載しなければなりません（宅建業法 34 条の 2 第 1 項、宅建業法施行規則 15 条の 9 第 4 号）。

今般、媒介契約書に「国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約です。」と記載しながら、最新の標準媒介契約約款に基づく契約書面を使用していなかったケースに対し、10 日間の業務停止処分がなされました。

◆AI◆

【AI による契約書チェックサービス】

AI の大波は弁護士業界にも訪れています。最近では、AI による契約書チェックサービスについて各社がしのぎを削っています。

このようなサービスが弁護士法 72 条に違反しないかどうかについて、法務省は、ユーザーが法務審査を希望する契約書をアプリケーション上にアップロードし、照会者において、AI 技術を用いて、当該契約書

の記載内容につき、①法的観点から有利であるか不利であるか、②法的リスク、③法的観点から修正を検討すべき箇所及びその修正の文案、④法的観点から留意すべき事項について検討を促す旨、⑤法的なリスクを数値化したリスクスコア、をいずれもユーザーの立場に立ってアプリケーション上で表示するというサービス内容は、弁護士法 72 条に違反する可能性があると述べました。

[https://www.moj.go.jp/content/001374148.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.moj.go.jp/content/001374148.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

私自身は契約書チェックが割と好きなので、AI に任せてしまうのはもったいないようにも感じますが、気持ちだけでなく**技術で上回る**よう研鑽を重ねます。

京都総合法律事務所の契約書チェックサービスはこちらです。

[https://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2020/11/%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%9B%B8%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/wp-content/uploads/2020/11/%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%9B%B8%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%A9%E3%83%B3.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

◆契約書や領収書と印紙税◆

契約書や領収書に貼る印紙って時々悩みの種になりますよね。

国税庁がわかりやすい説明書を公表しましたので、参考にしてみてください。

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/1504.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/1504.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件に最適な解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

<基本>

1広告あたり2万7500円（税込み）

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

<代替表現のご提案>

+2万7500円（税込み）

<継続的なご依頼>

月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円(税込み)

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【3】セミナー案内

【2022年7月21日(木) 15時~16時・無料・オンライン】(担当: 弁護士伊山正和)

今からでも間に合う 公益通報制度(外部通報・内部通報)新規導入対応セミナー

[https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4249/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.13 を発行しました。

- 知的財産トラブル入門(弁護士・弁理士 拾井美香 ほか)
- 新メンバーのご紹介(弁護士 小山田桃々子、弁護士 吉田遼太)

[https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【編集後記】

2022年6月号、いかがでしたでしょうか？

阪神タイガースは交流戦のお陰で一気に息を吹き返しましたね！

日本列島が代わりに梅雨入りしましたので、タイガース打線は派手にお願いします！

もう失うものは何もありません。自分達を信じてGo！

F1は、レッドブルが、第6戦スペインGPでワンツーフィニッシュ、第7戦モナコGPでワンスリーフィニッシュ、第8戦アゼルバイジャンGPでワンツーフィニッシュと絶好調です。マックス・フェルスタッペン選手は、ここ3戦で優勝→3位→優勝と大量にポイントを稼ぎ、ドライバーズランキングトップを快走。好調のセルジオ・ペレス選手が2位に浮上。

フェラーリのシャルル・ルクレール選手は、決勝ではマシントラブルが続きフラストレーションが溜まっていると思いますが、予選では素晴らしい速さを見せています。彼にスピードがあることは誰もがわかっているため、フェラーリがマシンの改善に全力を注ぎ、彼に応える番です。

メルセデスでは、ジョージ・ラッセル選手が、世界王者を7度も獲得しているルイス・ハミルトン選手を上回るパフォーマンスを見せています。

今年もF1は楽しいですよ！

最近、読書代わりにオーディオブックで聴本に励んでいます。

お陰で移動時間が待ち遠しくなりましたし、目の疲れも少しマシになったような？？

気分転換したいときは小説、やる気のあるときはビジネス書、エンジンをかけたいときは自己啓発系と色々使い分けできるのも良いですね。

お薦めの本があれば教えてください。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID})

知的財産にまつわるトラブルへの対応方法

[https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-right/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-right/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com